

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 7 の第16号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 業務委託（コンペ方式・プロポーザル方式の随意契約）に関する契約事務及び支出事務（検査に関する事務を含む。）

所 管 所 属：建設局

通 知 日：令和 7 年 6 月12日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	法的リスク審査の実施について改善を求めたもの 今回の監査で、抽出案件の契約上限額が30,000,000円（税込）を超えるものについて確認したところ、建設局は、法的リスク審査を実施していなかった。 【指摘事項】 建設局は、法的リスク審査の実施が必要な案件が各事業担当者に明確に伝わるように改めて周知するとともに、当該事業に係る予算編成時や、実施に当たっての契約事務審査会での審議時等に、法的リスク審査の必要性の有無や実施状況を確認するなどの仕組みを構築し、運用されたい。	【1】 令和 7 年 4 月28日、法的リスク審査制度について実施が必要な案件を含め制度概要の局内周知を行った。今後毎年度当初の 4 月中に制度周知を行う。 【2】 公募型プロポーザル方式を採用する際には、当局の契約事務審査会で審議を行っている。審議に当たっては、案件ごとにチェックする「契約事務審査会審議事項チェックリスト」に法的リスク審査の必要性の有無と実施（予定）を確認事項として追記することで、必要性等を認識できるように対応を行った。	措置済	令和 7 年 4 月28日